

商標の使用に関する説明書類を作成するにあたって

○ POINT!


早期審査の対象となる場合について、出願人による商標の使用を判断するうえで次の3点が重要となります。

- ① 出願商標と同一の商標が使用されていることが提出書類から確認できること
- ② 願書に記載した指定商品・指定役務と同一の商品・役務に使用されていることが提出書類から確認できること
- ③ 出願人（又はライセンシー）と同一人が商標を使用していることが提出書類から確認できること

これらが確認できない場合は、早期審査の対象とはなりませんのでご注意ください。

1. 出願商標を既に使用している場合

良い例①

指定商品：バッグ 出願商標：
出願人：株式会社〇〇

説明書類として、商標と商品が表示されたカタログを提出。



カタログ裏面

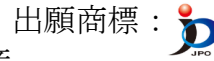
発売元：
株式会社〇〇
東京都千代田区××

○ POINT!

カタログから①出願商標と同一の商標が使用されていること、②願書に記載した指定商品と同一の商品に使用していること、③出願人と同一人が商標を使用していることが確認できるため、早期審査の対象となり得ます。

良い例②

指定役務：建物の売買
出願人：株式会社〇〇不動産



説明書類として、「出願商標の使用及び建物の売買のサービスを行っていることが確認できる広告」を提出。

「 マンション」 来年4月 分譲開始予定！

外観完成予定図



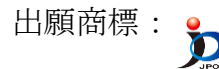
販売会社：(株) 〇〇不動産
東京都千代田区××

POINT!

広告から、①出願商標と同一の商標を使用していること、②願書に記載した指定役務と同一の役務に使用していること、③出願人と同一人が商標を使用していることが確認できるため、早期審査の対象となり得ます。

良い例③

指定商品：ジャケット
出願人：株式会社〇〇



説明書類として、商品を販売するインターネットサイトの「商品ページ」と「販売者情報ページ」を印刷したものを提出。

<https://www.〇〇〇/×××>



+

<https://www.〇〇〇/×××>

特定商取引法に基づく表記

社名：株式会社〇〇
住所：東京都千代田区××

POINT!


商品ページから、①出願商標と同一の商標を使用していること及び②願書に記載した指定商品と同一の商品に使用していること、販売者情報ページから、③出願人と同一人が商標を使用していることが確認できるため、早期審査の対象となり得ます。

※1 URL が記載されたインターネットサイトの写しを提出してください。

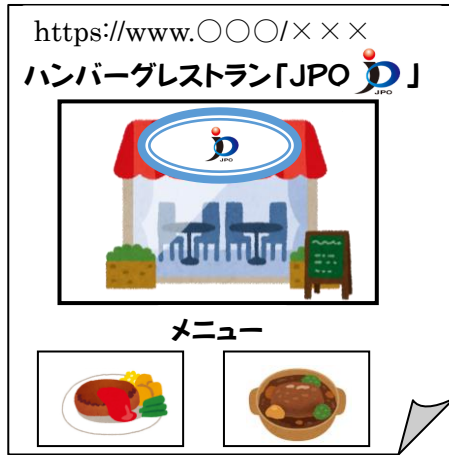
※2 商標や文字等がはっきりと確認できる商品の写真やインターネットサイトを印刷したものを提出してください。

良い例④

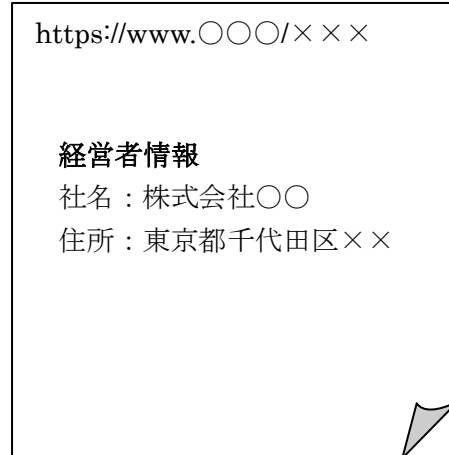
指定役務：飲食物の提供
出願人：株式会社〇〇

出願商標：

説明書類として、店舗インターネットサイトの「出願商標の使用及び飲食物の提供のサービスを行っていることが確認できるページ」と「経営者情報ページ」を印刷したものを提出。



+




POINT!

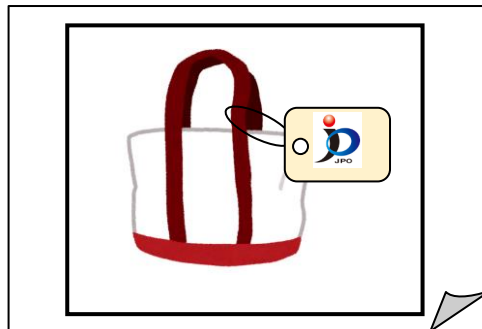
店舗のインターネットサイトから、①出願商標と同一の商標を使用していること、②願書に記載した指定役務と同一の役務に使用していること、③出願人と同一人が商標を使用していることが確認できるため、早期審査の対象となり得ます。

悪い例

指定商品：バッグ
出願人：株式会社〇〇

出願商標：

説明書類として商品写真のみを提出。



POINT!

写真から、①出願商標と同一の商標を使用していること、②願書に記載した指定商品と同一の商品に使用していることは確認できますが、③出願人（又はライセンサー）と同一人が商標を使用していることが確認できないため、早期審査の対象となりません。

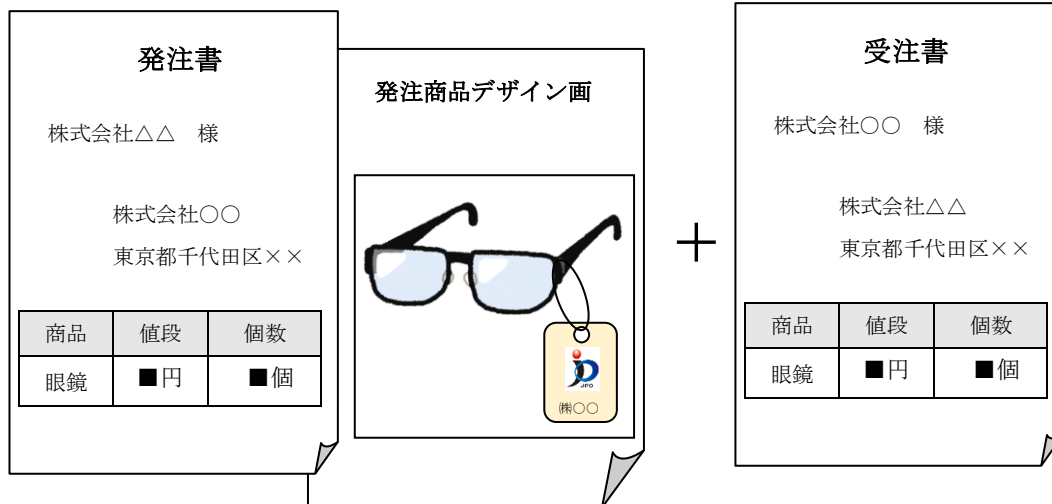
出願人（又はライセンサー）と同一人が商標を使用していることが確認できる書類を併せて提出してください。

2. 出願商標の使用の準備を相当程度進めている場合

良い例①

指定商品：眼鏡 出願商標：
出願人：株式会社〇〇

説明書類として、商品の「発注書」及び「受注書」のほか、「発注に使用した商品デザイン画」を提出。




POINT!

説明書類から、①出願商標と同一の商標の使用準備を進めていること、②願書に記載した指定商品と同一の商品について使用準備を進めていること、③出願人と同一人が商標の使用準備を進めていることが確認でき、使用の準備を相当程度進めていることが客観的にわかるため、早期審査の対象となり得ます。

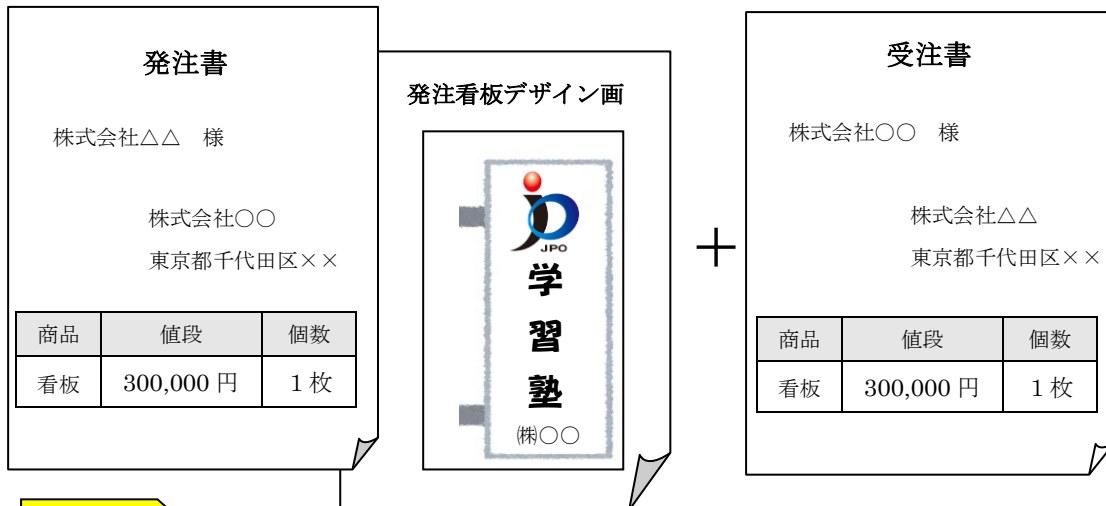
- ※1 使用準備に関する客観的な証明のため、発注書だけでなく受注書も提出してください。
- ※2 外部に知られたくない内容について、マスキングをすることは可能ですが、「出願商標と同一の商標」、「使用を予定している商品・役務」、「商標の使用者」、といった早期審査の要件を満たすために必要な内容までマスキングしないようご注意ください。

良い例②

指定役務：知識の教授
出願人：株式会社〇〇

出願商標：

説明書類として、知識の教授のサービスを行うための看板の「発注書」及び「受注書」のほか、「発注に使用した看板のデザイン画」を提出。



POINT!

説明書類から、①出願商標と同一の商標の使用準備を進めていること、②願書に記載した指定役務と同一の役務について使用準備を進めていること、③出願人と同一人が商標の使用準備を進めていることが確認でき、使用の準備を相当程度進めていることが客観的にわかるため、早期審査の対象となり得ます。